

「香取市総合計画 後期基本計画（案）」に対する パブリックコメントの実施結果について

「香取市総合計画 後期基本計画（案）」について実施したパブリックコメントの結果について、次のとおり報告いたします。

貴重なご意見をお寄せいただき有難うございました。

1. 意見募集の結果概要

意見の募集期間	平成 24 年 12 月 17 日～ 平成 25 年 1 月 16 日
意見の提出件数	提出者数： 2 名 意見件数： 6 件
意見への対応等	意見を参考に案を修正したもの： 4 件

2. 意見の内容及び意見に対する市の考え方

No.	意見の内容（要旨）	意見に対する考え方	修正有無																								
1	分野別計画(案)P90「具体的な取組内容」 方針3 老朽管の更新の促進 「石綿セメント管等の老朽管の布設替えを」 (訂正案)「石綿セメント管・铸铁管の老朽管の布設替えを」	老朽管の定義を明確にするため「石綿セメント管等の老朽管の布設替え」を「老朽管(石綿セメント管・普通铸铁管)の布設替え」に修正します。	有																								
2	P89 施策名 5-6 上水道「施策の成果指標」 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>23年度</th> <th>29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老朽管(石綿セメント管)残存率</td> <td>老朽管の延長(297 km)/布設管の延長(km)</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> <tr> <td>老朽管(铸铁管)残存率</td> <td>老朽管の延長(6.820 km)/布設管の延長(km)</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のようにより透明性の高い成果指標を目指してください。</p>	指標名	指標の説明	23年度	29年度	老朽管(石綿セメント管)残存率	老朽管の延長(297 km)/布設管の延長(km)	%	%	老朽管(铸铁管)残存率	老朽管の延長(6.820 km)/布設管の延長(km)	%	%	成果指標についても石綿セメント管と普通铸铁管に分け、布設済みの石綿セメント管及び普通铸铁管の残存率の標記に修正し設定します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>23年度</th> <th>29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老朽管(石綿セメント管)残存率</td> <td>石綿セメント管の残存延長/ 石綿セメント管の布設延長(297.1 km)</td> <td style="text-align: center;">47.7 %</td> <td style="text-align: center;">40.0 %</td> </tr> <tr> <td>老朽管(普通铸铁管)残存率</td> <td>普通铸铁管の残存延長/ 普通铸铁管の布設延長(4.6 km)</td> <td style="text-align: center;">100.0 %</td> <td style="text-align: center;">74.0 %</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	指標の説明	23年度	29年度	老朽管(石綿セメント管)残存率	石綿セメント管の残存延長/ 石綿セメント管の布設延長(297.1 km)	47.7 %	40.0 %	老朽管(普通铸铁管)残存率	普通铸铁管の残存延長/ 普通铸铁管の布設延長(4.6 km)	100.0 %	74.0 %	有
指標名	指標の説明	23年度	29年度																								
老朽管(石綿セメント管)残存率	老朽管の延長(297 km)/布設管の延長(km)	%	%																								
老朽管(铸铁管)残存率	老朽管の延長(6.820 km)/布設管の延長(km)	%	%																								
指標名	指標の説明	23年度	29年度																								
老朽管(石綿セメント管)残存率	石綿セメント管の残存延長/ 石綿セメント管の布設延長(297.1 km)	47.7 %	40.0 %																								
老朽管(普通铸铁管)残存率	普通铸铁管の残存延長/ 普通铸铁管の布設延長(4.6 km)	100.0 %	74.0 %																								

3	<p>本編46p重点プロジェクト(2)「げんき創造プロジェクト」の趣旨および取り組む方向性の中に、「障害者福祉の推進」という言葉がありません。香取市行政のご理解により障害福祉サービスの質と資源が充実しつつあり感謝いたしておりますが、4月からの障害者総合支援法の施行で、難病など障害福祉サービスの対象者が拡大され、市民にも「(認定を受けた)障害のある人」の比率が増大することとなります。そこで、より一層の共生社会の実現のため、当事者及び家族だけではなく、多くの市民の方にも理解していただきたいと「障害者福祉の推進」という言葉を「地域での共生、社会参加の機会増大」という方向で入れて頂きたいと、是非に願う次第であります。</p>	<p>今回の後期基本計画で「げんき創造プロジェクト」に「障害者福祉の推進」が含まれていないというご指摘ですが、重点プロジェクトは、前期基本計画で設定された重点プロジェクトを引き継ぎ、市民意見等を踏まえ設定したものです。後期基本計画では、積極的に取り組んでいく施策として34の施策を設定しており、この中で「障害者福祉」を設定しています。</p> <p>障害者福祉サービスの一層の向上や障害のある人とない人の共生社会の実現は大変重要なものと認識しており、分野別計画の P45～47 にも記載しています。今後も、後期基本計画に基づき障害福祉の推進に積極的に取り組んでいきます。</p>	無
4	<p>前期基本計画におきまして、「子育て」が重点プロジェクトでありました。その中で「気がかりな子ども」という言葉で保護者の子育ての困難を表現し、それに対する行政・地域の支援が「子育てしやすい街をつくる」という趣旨が盛り込まれておりました。</p> <p>後期計画では、子育て支援は「げんき創造」に含まれており、具体的な言及がありませんでした。</p> <p>そこで分野別計画の内容について見ましたが、39p以下3-2「子育て」49p以下3-5「健康づくり・地域医療」にも、同趣旨の施策がありません。おそらく「子育て支援」においては相談支援で、「健康づくり」においては健診・母子保健で対応していくとかがえられます。その「相談」「健診」の重要性については、45p以下3-4「障害者福祉」の方針 2「療育・教育体制の充実」に書かれている「発達障害」において、診断と保護者の障害受容について大変な困難があり、保育所や学校において問題行動が看過できなくなるまで、支援の手が差し伸べられること</p>	<p>子育て支援の分野では、施策名 3-2 子育て 方針3 地域の子育て支援体制の充実でお示しのとおり、子育て不安に対する相談・支援体制の充実を図ることで、発達障害の対応はもちろんのこと、子育て支援の推進に積極的に取り組んで参ります。</p> <p>健康づくりの分野での「気がかりな子ども」の支援については、母子保健法等に基づき実施をしている乳幼児健診(4か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳児歯科、3歳児)等における診断と保護者の障害等の受容により、支援が必要な子や保護者を対象に発達相談支援事業を実施しています。</p> <p>具体的には、言語、情緒、社会性等の面で気がかりな子やその保護者に対して専門の指導員による必要な育児相談支援をしているところです。(わんわん教室・にゃんにゃん教室・どんぐり教室)</p> <p>発達障害に対する対応を明確にするため、「具体的な事業名」の母子保健事業の中に発達相談を加え修正します。</p> <p>施策名 3-5 健康づくり・地域医療 具体的な取組内容</p>	有

	<p>が無いような状況が非常に多く見られます。このような子どもたちの多くは、診断や受容、そして給付認定の問題から「障害福祉サービス」の対象となっていない状況です。その状況では、早期における保護者への接触の過程が重要であるので、やはり「子育て支援」と「健康づくり」で第一義的に支援していくべきではないでしょうか。</p> <p>それゆえ関係各課が協力して発達障害へ対応していくことが必要と感じます。このような視点から「気がかりな子ども」あるいは「発達・発育に気がかりなところのある子ども」についての記述をお願い申し上げます。</p>	<p>方針3 保健機能の充実</p> <p>◇具体的な事業名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健事業(乳幼児の健診、予防接種、母子の健康相談、各種健康教室の開催、<u>発達相談</u>等) 	
5	<p>57p以下「学校教育」のなかで、「特別な配慮を要する児童・生徒」という表現がありますが、全国的に普通学級においても6%以上の発達障害の可能性のある子どもが在籍していると指摘がありますので、「発達障害」という文言をいれ、方針5「特別支援教育」の中に「専門機関と協力して発達障害のある児童・生徒への指導を行なう」というような踏み込んだ表現が必要であると感じます。</p>	<p>P57 に記載の「特別な配慮を要する児童・生徒」は、発達障害の可能性のある児童・生徒も含まれた表現として記載しています。より具体的に表現するため、次のように改めます。</p> <p>P57 現状 17行目</p> <p>「また、全国的な課題となっている、<u>発達障害の可能性のある子を含めた、特別な配慮を要する児童・生徒への対応も、.....</u>」</p> <p>方針5 特別支援教育の推進 につきましては、香取市特別支援連携協議会及び専門家チームの中のメンバーとして専門機関の方に参加していただいております、これからも、各専門機関の方々と連携しながら、指導や相談を行っていきます。</p>	<p>有</p> <p>無</p>

6	<p>学校統合整備事業について、自分も統合にかかわる地域協議会に参加して改めて感じたのですが、統合の対象となる小学校のある地域にとっては、廃校は児童生徒の教育上の問題だけでなく、地域社会の存廃にかかわる重大な問題として、住民が危機感を持っていることです。</p> <p>このような問題については、行政側が学校教育課、教育総務課というあくまで教育側の立場の担当者みでの参加では、住民が安心できるような、地域全体を維持する方策について議論の対象とすることは出来ません。</p> <p>地域の活性化についてはこの総合計画で取り扱う問題でもあるので、企画政策課などの参加が必要であると感じました。学校の適切な配置は子どもの教育にとって重要な問題であり、少子化による過小規模校が増える香取市では、早期に筋道を見つけなければなりません。市行政全体での取り組みをお願いいたします。</p>	<p>学校統合は、近年の少子化の影響を受け、学校における授業、部活動など集団学習を確保することが、年々難しくなってきたり、異なる学年の児童が同じ教室で学ぶ複式学級が増加する傾向にあることから、より良い教育環境を整備し、子どもの学力の向上や、豊かな人間関係を通じた心身の成長を図ることを基本としています。学校の統合・再編により、「教育水準の維持向上」「学校規模の格差解消」など、一層の義務教育の充実を目指すものであり、市行政全体で取り組んでいきます。</p> <p>統合対象となる小学校の地域にとっては、地域社会の存廃に関わる問題であるというご指摘ですが、市では現在、まちづくり条例に基づき、小学校区を基本とした住民自治協議会の設立、運営の支援を行っています。この区域設定は、地域の市民の皆さんにより決定されるものですが、統合前の小学校を基本として考えています。</p> <p>この住民自治協議会活動を通じた地域の活性化を推進していきたいと考えていますので、地域としても積極的な活動に取り組んでいただければと考えています。</p>	無
---	---	--	---

3. 問合わせ先

香取市役所 企画財政部 企画政策課

TEL 0478-50-1206 / FAX 0478-52-4566